

11月の強調月間

仕事と生活の調和推進月間

滋賀県では、事業者、労働者、NPO、行政など関係者が一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組むため、「仕事と生活の調和推進会議しが」を設置し、職場や地域での実践、社会的気運の醸成等に取り組んでおり、11月を「仕事と生活の調和推進月間」（以下、「推進月間」という。）と定め、一人ひとりがライフスタイルや職場環境を見直すことにつながる広報・啓発活動を集中的に実施しています。



仕事、家庭生活、健康・休養、地域生活、勉強・自己啓発、趣味・余暇など人生にとって大切にしている様々なことが希望するバランスで生活の中で展開できるよう、みなさんも自らのワーク・ライフ・バランスのあり方を考えてみませんか。



あなたの
“やる気”と“ゆとり”
ワークライフバランスを

CHECK

いくつ当てはまりますか？

- 朝は毎日気持ちよく（すっきり）起きられる
- 食事は毎日おいしく食べている
- ほぼ毎日、十分な睡眠時間がとれている
- 残業は少ない方である
- 職場に相談できる仲間がいる
- 仕事にやりがいや充実感を感じている
- 有給休暇等の制度を有効に利用している
- 平日でも子どもの学校の行事に参加している
- 充実した余暇や趣味の時間を過ごしている
- 夕食はほとんど家族と一緒に食べている
- 地域活動やボランティア活動に参加している
- 家事・育児等は家族と協力し合っている
- スポーツなどで健康維持に努めている
- 職場以外の友人も多い

問 県 男女共同参画課 ☎ 077-528-3071

労働保険適用強化月間

労働保険（労災保険と雇用保険）は、職場のみなさんが安心して働いていただくため、国が管理・運営している保険制度です。

労働者を1人でも雇用する事業主は、業種や規模の大小にかかわらず、すべて労働保険に加入することとなっております。（農林水産の一部は除く）

まだ、労働保険の加入手続きをとられていない事業主の方は、最寄りの労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）で加入手続きをとってください。

問 彦根労働基準監督署 ☎ 0749-22-0654
ハローワーク長浜 ☎ 0749-62-2030

子ども・若者育成支援強調月間

子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化し、非行に走ったり、いじめ、児童虐待、インターネット上の有害情報などで犯罪の被害者になったり、また、社会にうまく適応・参加ができなかったりする子どもや若者が増えています。

次代を担う子どもや若者が自立性や社会性を身に付け、目標を大切にしながら心豊かにたくましく成長していけるよう、社会全体で子どもや若者を見守り、育てることが大切です。

米原市青少年育成市民会議では、青少年の健全育成を図る活動、非行防止・環境浄化活動、子どもの安全確保を図る活動や子育て支援活動などの取り組みを、これからも地域ぐるみで取り組んでいきます。

問 米原市青少年育成市民会議（山東庁舎 子育て支援課）
☎ 55-8104